

事務連絡
平成24年10月3日

各保険医療機関
開設者様

厚生労働省
北海道厚生局医療課長

A234-3 患者サポート体制充実加算に係る施設基準の運用について（注意喚起）

平成24年度診療報酬改定に伴い新設された標記施設基準については、患者相談窓口を設置し、専任の医療有資格者等（一定の経験を有する医療有資格者以外の者を含む。）が標榜診療時間内において常時1名以上当該窓口配置されていることが要件として規定されております。また、他の施設基準に規定する専従の従事者は、当該専任の医療有資格者等を兼務することが出来ない取扱いとされているところです。

このことについて、当局が実施する施設基準等の調査において、当該窓口以外の施設基準に規定する専従の従事者が配置されている事例が確認されておりますので、施設基準の適切な運用について注意喚起します。

つきましては、各保険医療機関において、院内の体制について再度ご確認いただくとともに、適切な運用が出来ない場合には、平成24年11月1日（木）までに当該施設基準の届出を辞退していただきますようお願いいたします。

照会先：北海道厚生局医療課

TEL：011-796-5105

FAX：011-796-5133

※既に届出済みの場合は、行き違いとなりますのでご容赦ください